

# 兵庫県公報

平成26年8月22日 金曜日 第2622号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
○ 落札者等の公示（管理課）	5
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	6
○ 落札者等の公示	8

## 公布された法令のあらまし

- 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）  
県民の利便性の向上を図るため、県立高等学校の入学考査料を収入証紙で徴収することとした。

## 規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月22日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第28号

#### 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項中2の3を2の4とし、2の2を2の3とし、2の次に2の2として次のように加える。

2の2 兵庫県立学校授業料等徴収条例に基づく手数料

高等学校の入学考査料

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

## 告 示

### 兵庫県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があ

った。

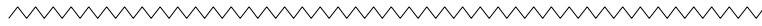
平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県揖保川岩浦土地改良区**

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	栗 川 昭 夫	たつの市揖保町萩原86番地



**兵庫県告示第746号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**社土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	出 井 敏 光	加東市山国906番地
同	大 橋 昭 治	同 市出水560番地
同	大 橋 秀 行	同 市出水621番地



**兵庫県告示第747号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
揖保川南土地改良区	平成26年 7月31日



**兵庫県告示第748号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**揖保川南土地改良区**

氏 名	住 所
高 曾 敏 一	たつの市揖保川町浦部248番地
宮 本 敏 光	同 市揖保川町金剛山508番地
北 川 憲 一	同 市揖保川町馬場344番地
岸 野 久 夫	同 市揖保川町金剛山401番地
中 原 静 夫	同 市揖保川町浦部240番地



**兵庫県告示第749号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**社土地改良区**

氏 名	住 所
藤 野 正 弘	加東市社1330番地 1
水 野 考 司	同 市社687番地
明 野 富三郎	同 市山国1143番地
井 上 壽 弘	同 市山国674番地
藤 本 義 之	同 市松尾492番地
藤 本 正 巳	同 市松尾150番地
大 橋 章 一	同 市出水555番地 3
大 橋 新七郎	同 市出水330番地 3
堀 内 実	同 市田中325番地 1
黒 石 一	同 市田中468番地
中 谷 彰 男	同 市鳥居356番地
竹 内 徳 央	同 市鳥居310番地
藤 本 徹	同 市貝原128番地
中 西 正 信	同 市貝原66番地 8
上 月 嘉 和	同 市西垂水355番地 1
武 部 豊 市	同 市西垂水312番地
山 本 稔	同 市家原103番地 2
山 本 佳 典	同 市家原449番地
井 上 計 二	同 市山国803番地
上 月 昭 二	同 市西垂水383番地



**兵庫県告示第750号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	66号 電気めつき施設	63号ホ 廃ガス洗浄施設
能 力	80kg/日	20m <sup>3</sup> /分
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後10日	同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 <sup>の</sup> 値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～5	2	6～8	6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20以下	20	3以下	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20以下	20	10以下	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40以下	40	—	—
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	790以下	790	0.2以下	0.2
	銅 含 有 量 (単位 mg/L)	320以下	320	5以下	5
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	720以下	720	10以下	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.288	0.288	0.072	0.072

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 8月22日から同年 9月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第751号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打1丁目18番2、18番4、18番5、18番15、18番17、22番1、22番2、22番3、22番4、22番5、22番6、22番7、22番8の一部、22番9の一部、27番1の一部、27番2、27番3の一部、28番1、28番2、28番3、28番4、28番5の一部、32番、33番、34番の一部、35番の一部、61番の一部、62番1、中央町569番1、573番、574番の一部、579番1の一部、579番2の一部、579番3の一部、579番4の一部、579番5の一部、579番6の一部、584番2の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第752号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 8月22日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 阿万福良湊線	南あわじ市阿万塩屋町字浜757番195から 同 市阿万塩屋町字中西759番6まで	旧	6.0から 7.0まで	117.0	
		新	7.0から 10.0まで	117.0	



**兵庫県告示第753号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、小野市黒川西土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間  
変更前 平成23年11月 8日から平成27年 3月31日まで  
変更後 平成23年11月 8日から平成28年 3月31日まで
- 2 変更認可の年月日  
平成26年 8月 8日

公 告

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
淡路市志筑新島9番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1  
株式会社 P L A N T 代表取締役社長 三ッ田 勝 規
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年 7月18日  
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-3-3号（25淡路）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 8月22日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
橋梁点検車（8トン級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 7月22日

- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社タダノ神戸営業所 明石市樽屋町 8 番34号大同生命明石ビル503号
- 5 落札金額  
23, 823, 200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年 6月10日

## 警 察 本 部 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 8月22日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

#### 1 調達内容

- (1) 件名  
運転免許台帳ファイリングシステム（賃貸借）
- (2) 契約期間  
平成27年 2月 1日（日）から平成32年 1月31日（金）まで
- (3) 履行場所及び仕様  
入札説明書による。
- (4) 入札方法  
上記(1)の調達について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬  
電話 (078) 341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成26年 8月22日（金）から同年 9月 5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成26年10月 3日 (金) 午前11時30分 パレス神戸 3階小会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年10月2日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年10月2日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成26年9月5日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成26年10月10日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

